

## 会議録

- 1 会議の名称 第51回熊取町原子力問題対策協議会
- 2 開催日時 平成23年7月15日(金) 午後2時から午後4時
- 3 開催場所 京都大学原子炉実験所 事務棟 会議室
- 4 議題
  - (1) 役員選出について
  - (2) 熊取町における原子力安全の取組みについて
  - (3) 京都大学原子炉実験所の定例報告について
  - (4) 京都大学原子炉実験所の現状報告について
  - (5) 原子燃料工業(株)熊取事業所の現状報告について
  - (6) その他
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 傍聴者数 0人
- 7 審議等の概要

### 案件1 役員選出について

議長の阪上委員長から、現在空席となっている本協議会の副委員長の役員選出について、委員の互選となっている旨を説明したところ、議長一任の声をいただき、副委員長には、町議会副議長を指名し、承認をいただいた。

### 案件2 熊取町における原子力安全の取組みについて

東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所での事故を受けて、本町は京都大学原子炉実験所の研究用原子炉(KUR)及び原子燃料工業株式会社熊取事業所の安全性の考え方や両事業所に対する申し入れ及びその回答についてホームページや広報紙への掲載など、必要な情報を公表してきたこと。また、今後も必要に応じて、両事業所に対し安全性確保の申し入れを行うなどの措置を講じ、住民の不安解消に努めていくという説明がなされた。

### 案件3 京都大学原子炉実験所の定例報告について

①原子炉の運転状況(平成22年6月～平成23年5月)

- ②平成23年原子炉の施設定期検査の状況
- ③平成23年度共同利用研究及び研究会の採択状況
- ④京都大学原子炉実験所における環境放射能測定報告

案件4 京都大学原子炉実験所の現状報告について

- ①京都大学研究用原子炉（KUR）の安全性について
- ②FFAG加速器等の状況について
- ③京都大学原子炉実験所原子炉施設保安規定の変更について
- ④京都大学原子炉実験所放射線障害予防規程の変更について
- ⑤平成23年度の文部科学省による原子炉施設の保安検査状況について
- ⑥平成23年度第1回緊急時訓練等について
- ⑦京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）の自動停止について
- ⑧熊取アトムサイエンスパーク構想について

質疑応答の概要

- 地震に対する安全性について、KUR本体は震度6程度の揺れに対し、十分耐えられるというが、この震度6程度とはどのような地震をいうのかという質問に対して、京大からは、震度とは、その場所の地面の揺れのことで、震度6程度については震度6弱、震度6強があり原子炉本体については震度6強までは十分耐えられるという説明がなされた。
- 原子炉内の水の温度について、何らかの事故により制御棒が落ちて原子炉が止まっても冷却装置が動かなくなった場合、炉心タンクの水の温度は何度になりますかという質問に対して、京大からは、安全解析では燃料中心温度は一時的には130度ぐらいになるが、水が沸騰するまでには至らないという説明がなされた。
- 炉心タンクの水が無くなった場合に備える耐震防火水槽の設置場所と供給方法の質問に対して、京大からは、耐震防火水槽については本年9～10月に完成を予定しており原子炉棟の裏に設置し当該水槽から直接炉心に供給することのこと。また、緊急炉心冷却としての手段としては消防車から配管につないで供給する方法も考えているという説明がなされた。
- モニタリングポストの高さについて、設置場所によってはかなりの高低差があるが実験所ではどのように計測しているのかという質問に対して、京大からは、福島のように地表に放射性物質がかなり降下している状況での従来の計測点は不相当との意見もあり、この点は検討されていると思われるが、通常の安全のためのモニタリングについては1～3メ

ートル程度の高さで十分機能しているとのこと。また、実験所内にはモニタリングポストを5ヶ所設置しており、それぞれ検出器が1.5メートル程度の高さにあるという説明がなされた。

- 京大もストレステストを受けるものと解釈していいのかという質問に対して、京大からは、今回のストレステストについては基本的に発電用の原子炉が対象であり、研究用の原子炉は対象とはなっていないという説明がなされた。
- 今回、想定外のことが起きているので京大の原子炉もストレステストについて検討の余地があるのではないかという質問に対して、京大からは、現在原子力安全保安院と原子力安全委員会とでストレステストの具体的な内容を検討しており、ストレステストが研究炉にも必要であれば文部科学省からの指示があると思うので指示されれば早急に対応する心づもりをしているという説明がなされた。
- 万が一、炉心タンクの水が無くなった場合、最悪どのような状況になるのかという質問に対して、京大からは、万が一燃料が溶けた場合は底に固まり、アルミ製の炉心タンクの下コンクリートで止まるものとする。KURの安全性評価では放射性ガス等の噴出についての評価は行っており、この点については安全ということになっているが、燃料が溶けるという解析は行っていないため答えが難しいという説明がなされた。

#### 案件5 原子燃料工業（株）熊取事業所の現状報告について

- ①定期検査等の状況（平成23年度第一四半期）
- ②環境放射線モニタリング結果について
- ③事業所の安全性及び今後の取組みについて
- ④広報活動の状況

#### 質疑応答の概要

- 耐震性について、施設は1.4倍とあるが、この施設とは建物と設備のいずれのことなのか、また、震度についてはどういう解析結果になっているのかという質問に対して、原燃工からは施設とは、燃料を主に加工している第2加工棟の建物で、1.4倍の耐震性は震度6程度と考えているという説明がなされた。
- 中央構造線や上町断層が動いた場合、熊取町では震度6強が予想されており震度6程度では危ないということなのかという質問に対して、原燃工からは、第2加工棟の建設については加速度610ガルで評価をしており、当時の知見をもとに考えれば、建物は大丈夫

だと考えている。また、中央構造線や上町断層については、現在のところ中央構造線のほうが厳しいものと考えてはいるものの、今後、上町断層の情報、状況が明らかになり次第、評価をしていきたいという説明がなされた。

- 水素爆発について、原燃工では水素ガスを使用しているが、水素ガスが溜まって爆発するということがあるのか、また、それについての対処や方策は考えているのかという質問に対して、原燃工からは、焼結炉では水素と窒素の混合ガスを使用しており、爆発の可能性は非常に低いものの、まったくゼロではないのでガス検知器の設置などの対策をしている。また、当該事故を想定した対策等において問題ないという結果により事業許可を取得しているという説明がなされた。
- 原子力施設の標高について、京大は60メートル、原燃工は44メートルと差があるが、どちらが正しいのかという質問に対して、事務局からは、どちらも正しく、地図上でも確認している。なお、“約”という記載については、大阪湾と東京湾の海面の高さに若干の違いがあるためとの説明がなされた。
- 今後の取組みについて、具体的に予定している対策はあるのか。また、対策を講じた後の報告はどうされるのかという質問に対して、原燃工からは、電源喪失などの非常時における所員の活動の検証や東海事業所での被災の事例の調査をもとに現在、計画的に応急措置全般について検討を行っているところであり、折をみて報告するという説明がなされた。

#### 案件6 その他

- 福島原発事故による放射能の影響について、目に見えない危険な放射能は一体どのように拡がり、どのように浴びるのかという質問に対して、京大からは、放射線を浴びる、被ばくする形態は大きく3つに分けられ、直接、放射線を体の外から浴びることや放射性物質を吸い込むこと、放射性物質で汚染されたものを食べることがあげられ、放射線を出す物質から距離を隔てることや放射線で汚染された食物を食べなければ被ばくをすることはしない。また、仮に原子炉で非常に重大な事故が起きたとしても放射線や放射性物質の拡がりには数百メートルぐらいで周辺に影響を及ぼすことはなく、安全に関しては万全を期しているという説明がなされた。
- 協議会委員の構成について、現行学識経験者として近隣地区の区長が選出されているものを近隣地区代表者としての定義づけで条例に明記してもらいたいということについて、事務局からは、条例の改正を伴う協議については、本会議や委員会などしかるべきところでの議論になるものと思う。ただ、過去にも同様の意見があったこともあり、今後の参考

として検討をしていきたいという説明がなされた。

#### 熊取オフサイトセンターの概要について

経済産業省原子力安全・保安院熊取原子力保安検査官事務所防災専門官から熊取町のオフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）の整備の経緯や当該センターの緊急時における役割や機能、万が一原子力事業所で異常が発生した場合の防災対策の仕組みなどについて説明がされた。また、現行の防災体制について、福島第一原発の事故を受け、全国のオフサイトセンターにおける立地や耐震などが見直しの対象となっており、政府の事故調査検証委員会により改善提案があれば見直すことになるという説明とオフサイトセンターの見学についての案内がされた。

8 審議会の情報	名称	熊取町原子力問題対策協議会
	根拠法令等	原子力問題対策協議会条例
	設置期間	昭和47年10月28日～
	所掌事務	本町に設置された原子力施設の平和利用と安全性の確保をはかるため、必要な調査及び審議を行い、関係機関に意見を具申する。
	委員数	25人
9 担当課	環境課	